

特記事項

1、広告掲載申込書（広告表示板）に基づく広告掲載は、以下の事由が発生した場合、当然に終了します。

- (1) 契約期間の満了前であっても、株式会社かながわ GA パートナーズと神奈川県との間の平成19年3月13日付神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業契約が終了した場合
- (2) 申込者が掲載料の支払いを1ヶ月以上怠った場合であって、株式会社かながわ GA パートナーズの委託を受けた株式会社グリーンアンドアーツから広告申込者に対して、契約解除の通知がなされたとき
- (3) 申込者の掲載広告が、「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載の取扱いについて」11に従って中止を求められた場合
- (4) 申込者に対して、仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類似した手続の申立があった場合、私的整理ガイドライン若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく手続の開始があった場合又は清算に入った場合
- (5) 申込者が、租税公課について、滞納処分若しくは保全差押を受けた場合又は租税公課を滞納して督促を受けた場合
- (6) 申込者に、手形若しくは小切手の不渡り・支払停止があった場合、又は手形交換所の取引停止処分若しくはその警告を受けた場合
- (7) 申込者が、申込者の株式会社かながわ GA パートナーズに対する広告掲載に関する義務（掲載料の支払い義務を含みますがこれに限られません。）の履行に悪影響を及ぼすような解散（合併による場合を除く）、事業譲渡、事業廃止、合併、株式交換、株式移転、会社分割、組織変更又は重要な資産譲渡の決議をした場合

2、上記1(1)の事由により、広告掲載申込書（広告表示板）に基づく広告掲載が終了した場合、株式会社かながわ GA パートナーズから申込者に対して、すでにお支払いいただいた掲載料のうち、未経過分相当分の掲載料を返還します（1年の日数を当該年度の日数とした日割計算で、小数点以下切捨て）。但し、(2)から(7)の事由による終了の場合は、掲載料は一切返還いたしません。

3、申込者は、株式会社かながわ GA パートナーズが「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載の取扱いについて」及び「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載基準」を遵守するために以下のことを行います。申込者は、広告原稿の作成に当たっては「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載基準」3及び4を遵守いたします。

- (1) 申込者は、株式会社かながわ GA パートナーズから、広告の内容又はデザイン等が各種法令又は「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載の取扱いについて」の内容に違反している、あるいはそのおそれがあることを理由に、広告の内容等の修正が求めら

れた場合には、速やかに必要な修正を行います。

- (2) 申込者は、広告の掲載を開始しようとする日の 60 日前までに、「神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載の取扱いについて」4 に従った広告原稿を株式会社かながわ GA パートナーズに提出します。

4、申込者は、自らの掲載広告の内容等を含め掲載広告に関する一切の責任を負います。また、県又は第三者から、申込者の掲載広告に関連して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、申込者はその責任及び負担において、これを解決します。